

(案)

第4次地域管理経営計画書

(奥久慈森林計画区)

計画期間 自 平成23年4月1日
至 平成28年3月31日

関東森林管理局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業の民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度や、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政を健全化し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところである。

平成13年度には、森林・林業基本法に基づき森林・林業基本計画が策定され、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として施策を計画的に推進してきたところである。

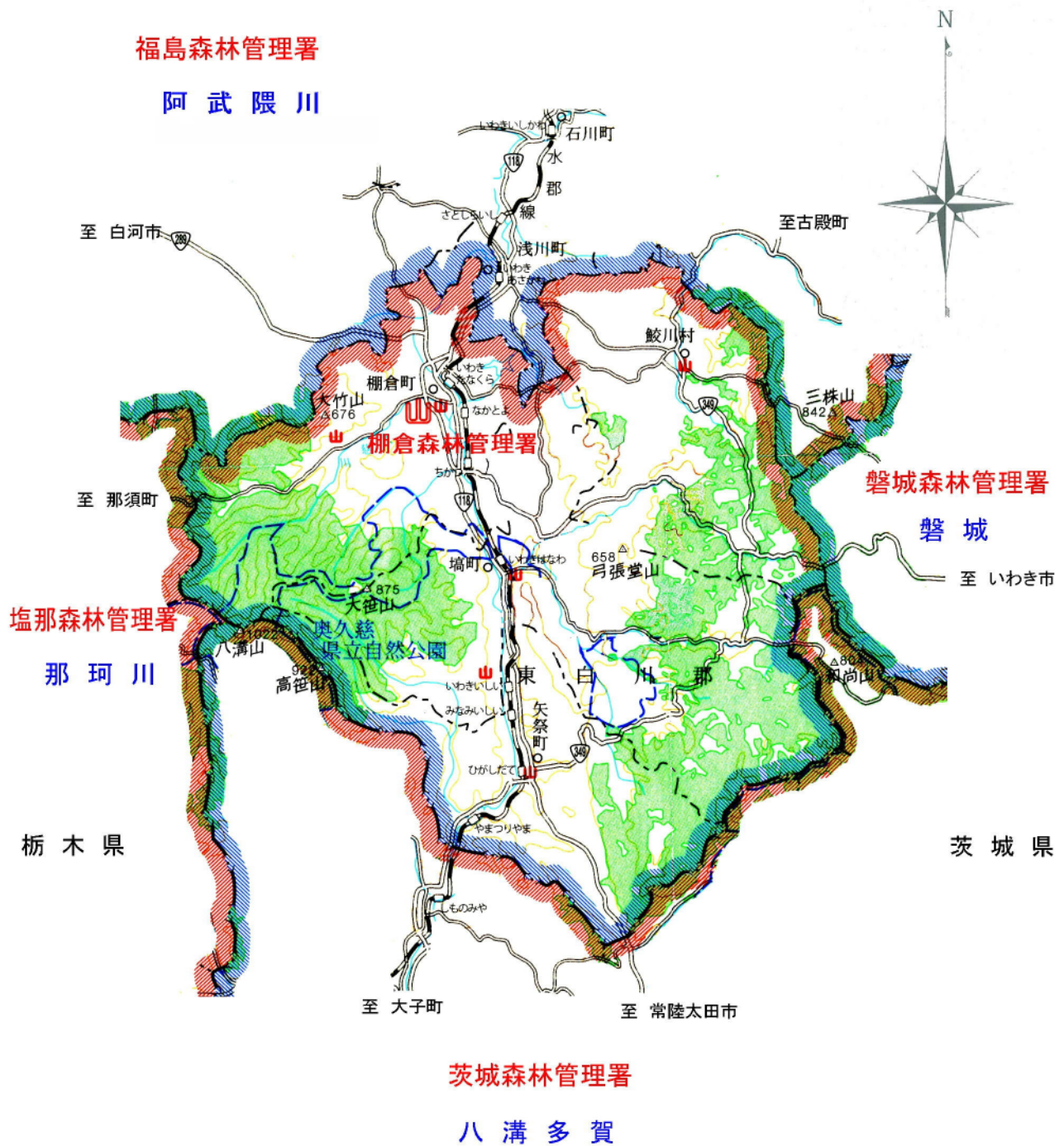
また、その後の森林及び林業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、利用可能な資源の充実、森林に対する国民の要請の多様化、木材需要構造の変化等に対応するため、平成18年9月に新たな森林・林業基本計画が策定されたところである。

このような中で、平成20年12月には、国有林野の管理経営の基本方針を明らかにする「国有林野の管理経営に関する基本計画」が新たに策定され、①公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進、②森林の流域管理システムの下での管理経営、③国民の森林としての管理経営、④地球温暖化防止対策の推進、⑤生物多様性の保全について、進めていくこととしている。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、関東森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の奥久慈森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、奥久慈森林計画区における国有林野の管理経営は、この計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

奥久慈森林計画区の国有林野位置図



奥久慈

| 凡 例 | |
|-----|-----------|
| | 森林計画区界 |
| | 森林管理署等界 |
| | 国 有 林 |
| | 森 林 管 理 署 |
| | 森 林 事 務 所 |

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項 | 1 |
| 1 国有林野の管理経営の基本方針 | 1 |
| （1）計画区の概況 | 1 |
| （2）国有林野の管理経営の現況・評価 | 1 |
| ア 計画区内の国有林野の現況 | 1 |
| イ 主要施策に関する評価 | 4 |
| ① 伐採量 | 4 |
| ② 更新量 | 4 |
| ③ 保護林 | 4 |
| ④ レクリエーションの森 | 5 |
| （3）持続可能な森林経営の実施方向 | 5 |
| ア 生物多様性の保全 | 6 |
| イ 森林生態系の生産力の維持 | 6 |
| ウ 森林生態系の健全性と活力の維持 | 6 |
| エ 土壌及び水資源の保全と維持等 | 6 |
| オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持 | 7 |
| カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進 | 7 |
| キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組 | 7 |
| （4）政策課題への対応 | 8 |
| 2 機能類型に応じた管理経営に関する事項 | 9 |
| （1）機能類型毎の管理経営の方向 | 9 |
| ア 水土保全林における管理経営に関する事項 | 9 |
| ① 国土保全タイプ | 9 |
| ② 水源かん養タイプ | 10 |
| イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項 | 10 |
| ① 自然維持タイプ | 10 |
| ② 森林空間利用タイプ | 11 |
| ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項 | 11 |
| （2）地域ごとの機能類型の方向 | 12 |
| ア 西部地区 | 12 |
| イ 東部地区 | 13 |
| 3 流域管理システムの推進に必要な事項 | 14 |
| 4 主要事業の実施に関する事項 | 16 |
| （1）伐採総量 | 16 |
| （2）更新総量 | 16 |
| （3）保育総量 | 16 |
| （4）林道の開設及び改良の総量 | 16 |

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| II | 国有林野の維持及び保存に関する事項 | 17 |
| 1 | 巡視に関する事項 | 17 |
| | (1) 山火事防止等の森林保全管理 | 17 |
| | (2) 境界の保全管理 | 17 |
| | (3) 入林マナーの普及・啓発 | 17 |
| 2 | 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項 | 17 |
| 3 | 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項 | 18 |
| | (1) 保護林 | 18 |
| | ア 林木遺伝資源保存林 | 18 |
| 4 | その他必要な事項 | 19 |
| III | 林産物の供給に関する事項 | 20 |
| 1 | 流域内から産出される林産物の需要に関する事項 | 20 |
| 2 | 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項 | 20 |
| 3 | その他必要な事項 | 21 |
| IV | 国有林野の活用に関する事項 | 22 |
| 1 | 国有林野の活用の推進方針 | 22 |
| 2 | 国有林野の活用の具体的手法 | 22 |
| 3 | その他必要な事項 | 23 |
| V | 国民参加による森林の整備に関する事項 | 24 |
| 1 | 国民参加の森林に関する事項 | 24 |
| 2 | 分収林に関する事項 | 24 |
| 3 | その他必要な事項 | 24 |
| | (1) 森林環境教育の推進 | 24 |
| | (2) 森林の整備・保全等への国民参加 | 25 |
| VI | その他国有林野の管理経営に関し必要な事項 | 26 |
| 1 | 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項 | 26 |
| | (1) 林業技術の開発 | 26 |
| | (2) 林業技術の指導・普及 | 26 |
| 2 | 地域の振興に関する事項 | 26 |
| | 森林の管理経営に関する指針 | 別冊 |

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 計画区の概況

本計画の対象は、福島県の南部に位置する奥久慈森林計画区[※]内の国有林野約22千haであり、当森林計画区の森林面積の44%を占めている。

当計画区の国有林は、八溝山地を源に計画区のほぼ中央を南流しながら渡瀬川、近津川、川上川等の支流と合流して太平洋に注ぐ久慈川や、鮫川村東部より北流の後、太平洋に注ぐ鮫川の源流部に位置しており、下流域の水源地として重要な役割を果たしている。

林況[※]は、スギ、ヒノキの人工林が7割を占めており、林地生産力も高く、県内でも特に生育が良好な地域である。特に、八溝山地では適潤肥沃な土壌が多く良好な生育をしており、塙町、棚倉町を中心に、古くからスギを主要樹種とする産地化がなされ、「奥久慈材」として地域銘柄化が定着している。また、近年は、川上から川下まで低コストで大ロットの木材供給システムの構築を目指し、素材生産から製材、加工、販売まで一貫して行う、地域材の供給システムの形成が推進されており、今後とも、木材の安定供給基地として期待されている。

当計画区には、良好な自然環境を背景に「奥久慈県立自然公園」に指定されている地域があるほか、国有林をフィールドとして、キャンプ体験による自然の恩恵、人間関係等の醸成を目的として推進する「塙町自然体験の森」など、自然とふれあえる場もあり、自然探勝、キャンプ、登山、森林を利用したレクリエーション等や保健休養の場として、四季を通じて多くの人々に利用されている。

(2) 国有林野の管理経営の現況・評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況(平成22年3月31日時点)は、人工林を中心とする育成林が73%(15千ha(育成単層林[※]14.5千ha、育成複層林[※]0.5千ha))、天然生林[※]が27%(6千ha)となっている。(図-1-1、図-1-2参照)

主な樹種別の材積をみると、針葉樹ではスギ1,893千 m^3 、ヒノキ748千 m^3 、アカマツ705千 m^3 、広葉樹ではブナ21千 m^3 、

[※]【奥久慈森林計画区】
全国では158の森林計画区があり、福島県では、磐城、阿武隈川、会津、奥久慈の4森林計画区に区画されています。

[※]【林況】
樹種、樹高、下層植生(森林の下層に生育している低木や草本類)の状況など、現在の森林の様子。

ナラ類 119 千 m^3 、その他広葉樹が 545 千 m^3 となっている。

(図-2 参照)

人工林について見ると、齢級構成は図-3のとおりであり、1 齢級から 4 齢級の若齢林分が 1 割、間伐適期である 5 齢級から 8 齢級が 4 割、9 齢級以上の高齢林分が 5 割となっている。

図-1-1 人工林、天然林及び林種の区分 (面積比)

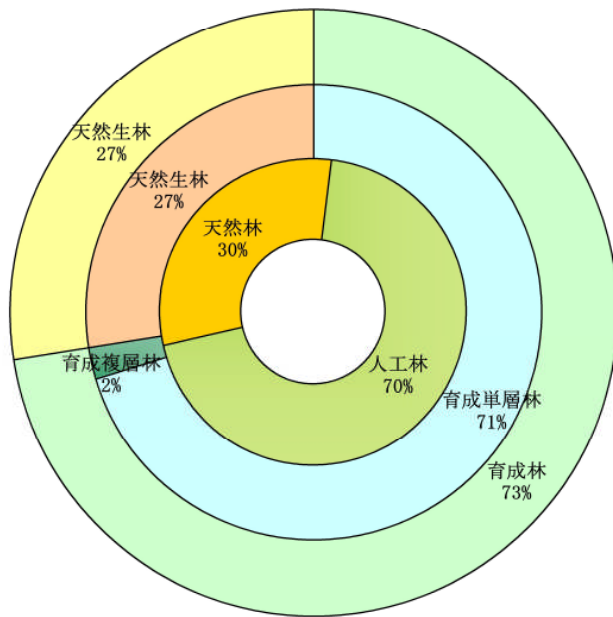
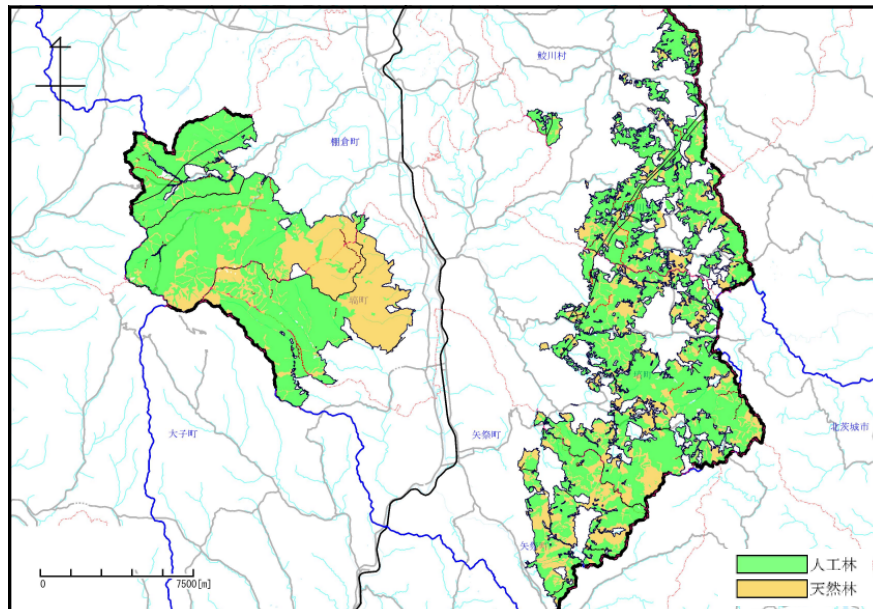


図-1-2 人工林、天然林の分布状況



※ 【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為(植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業)により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成単層林施業)が行われている森林。

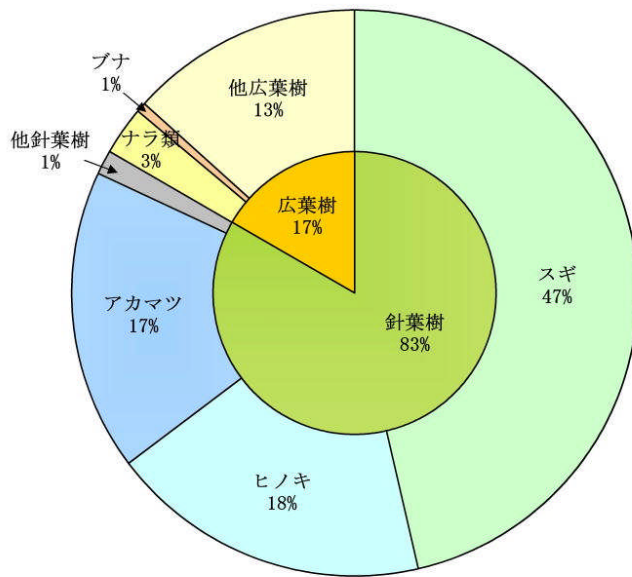
※ 【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林(施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。)として成立させ維持する施業(育成複層林施業)が行われている森林。

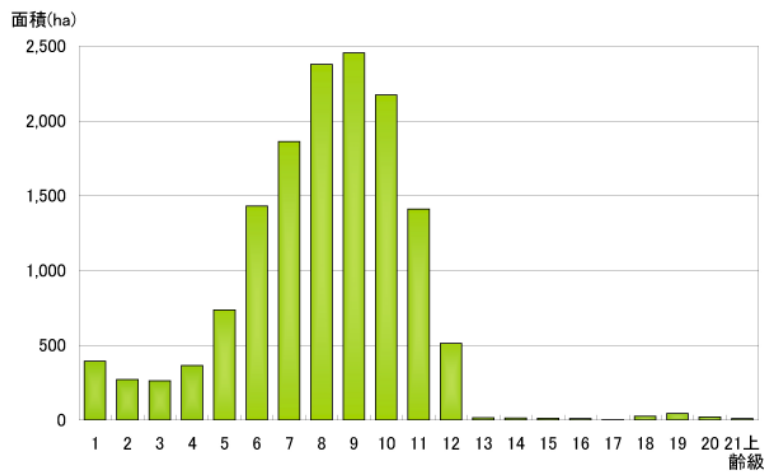
※ 【天然生林】

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業(天然生林施業)が行われている森林。

図－2 主な樹種構成（材積比）



図－3 人工林の齢級*構成



*【齢級】

林齢(森林の年齢)を5年の幅でくくったもの。

1 齢級は 1～5 年生、

2 齢級は 6～10 年生、

10 齢級は 46～50 年生の森林などとなります。

イ 主要施策に関する評価

前計画の平成18年度～平成22年度における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。(平成22年度は、実行予定を計上した。)

① 伐採量

間伐^{*}は、地球温暖化防止対策に資する森林整備を推進し、面積では計画量を上回ったが、これまで間伐を実施していない小径級の林分を優先したため、材積では計画より低位に止まった。

また、主伐^{*}は、地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐、複層伐、漸伐等を主に計画し、おおむね計画どおり実行したが、分収造林契約者からの要望により前倒しで主伐を実施したため、計画量を上回る結果となった。

(単位：材積 m^3)

| | 前 計 画 | | 実 績 | |
|-----|---------|----------------------|---------|-----------------------|
| | 主 伐 | 間 伐 | 主 伐 | 間 伐 |
| 伐採量 | 156,888 | 305,044 (3,900ha) | 168,387 | 274,536 (11,060ha) |

注) 1 () は間伐面積である。

2 前計画の臨時伐採量は、間伐に含めた。

② 更新量^{*}

皆伐、複層伐箇所の新植による確実な更新を図るとともに、天然力を活用したぼう芽更新、天然下種2類更新を計画したが、計画期間の後半に実行した主伐箇所の更新が、次期計画に送られたことから、人工造林、天然更新ともに実行面積が減少する結果となった。

(単位：面積 ha)

| | 前 計 画 | | 実 績 | |
|-----|-------|------|------|------|
| | 人工造林 | 天然更新 | 人工造林 | 天然更新 |
| 更 新 | 530 | 101 | 290 | 71 |

③ 保護林^{*}

当計画区に設定している「八溝山アカシデ・ケヤキ林木遺伝資源保存林」について、現状を把握するためモニタリング^{*}調査を実施した。その結果、アカシデについては、まとまった生育箇所は少ないが、若齢個体を中心に生長は良好で、個体群を維持でき、遺伝資源の存続に影響ないことが確認された。

^{*}【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

^{*}【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内(人工林は40%以内)で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

^{*}【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

^{*}【保護林】

P18 以降具体的に説明

^{*}【モニタリング】

あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

ケヤキの生育状況についても良好であり、特に目立った被害も認められないことから、今後も自然の推移に委ねた管理をしていくこととする。

(単位：面積 ha)

| 保護林の種類 | 前計画期首 | | 前計画期末 | |
|-----------|-------|----|-------|----|
| | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 |
| 林木遺伝資源保存林 | 1 | 44 | 1 | 44 |
| 計 | 1 | 44 | 1 | 44 |

④ レクリエーションの森*

山本不動森林スポーツ林は、不動沢溪流の清流とアカマツの森林景観が調和した地域であり、溪流沿いにキャンプ場及び駐車場等が整備され、地元福島県や隣接する茨城県をはじめ、幅広い人々が利用している。特に、夏季には自然と涼を求める小中学生を持つ家族連れが訪れるなど、年間約 18 万人が利用している。

奥久慈風景林、八溝風景林は、溪流沿いの道路を囲む近景林として優れた景観を維持しており、春の新緑や秋の紅葉時期などは特に美しく、ドライブに最適なルートの一つとして人気がある。

(単位：面積 ha)

| 種 類 | 前計画期首 | | 前計画期末 | |
|------------|-------|-----|-------|-----|
| | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 |
| 森林スポーツ林 | 1 | 64 | 1 | 64 |
| 風景林 | 2 | 185 | 2 | 185 |
| その他レクの森施設敷 | 2 | 9 | 2 | 9 |
| 計 | 5 | 258 | 5 | 258 |

(3) 今後の管理経営の考え方(持続可能な森林経営の実施方向)

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分*や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモンテリオールプロセス*に属しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準(54指標)が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針を整理すると次のとおりとなる。

*【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供しています。

*【機能類型区分】

P9 以降具体的に説明

*【モンテリオールプロセス】

欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

ア 生物多様性の保全*

(取組内容)

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生生物の生息地や溪流環境の保全・復元など生物多様性を維持・向上させるため、赤谷プロジェクトの取組(利根上流森林計画区(群馬県)の第4次地域管理経営計画別冊「赤谷の森管理経営計画書」を参考)を先進事例として取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- ・ 保護林の保全

イ 森林生態系*の生産力の維持

(取組内容)

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 一定林齢に達した人工林の間伐を積極的に推進
- ・ 主伐後の確実な植栽又は天然力を活用した更新
- ・ 計画的な伐採
- ・ 森林の管理、効率的な木材生産を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 山火事を防止するための巡視
- ・ 山本不動沢周辺を中心に、地域住民に親しまれているマツ林保全のため、松くい虫防除対策の継続実施

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源

*【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性(遺伝的多様性)、種間の多様性(種多様性)、及び生態系の多様性(生態系多様性)を含むものである」と記されています。

*【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り(光合成など)、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

のかん養^{*}のため、山地災害により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐期の長期化により、通常伐期と比べて皆伐による裸地状態が減少
- ・ 沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の的確な更新
- ・ 下層植生の発達を促すための抜き伐りを推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 木材利用の推進
- ・ 素材生産から製材、加工、販売まで一貫して行う、地域材の安定供給システム形成を推進
- ・ 林地残材のバイオマス燃料としての利用を推進

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 「いずみの森」、「矢塚希望の森」、「さえずりの森」を森林づくり活動のフィールドとして提供
- ・ レクリエーションの森の提供と利用促進
- ・ 木材の計画的な生産

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

^{*}【水源かん養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

(取組内容)

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」*の設置や計画策定に当たって地域住民等から意見聴取
- ・ 関東森林管理局のHP*等の充実による情報発信
- ・ 保護林のモニタリングや森林調査の着実な実施

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等、地域から求められる国有林野への期待にこたえていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

| 視 点 | 主 な 取 組 目 標 |
|--------------|--|
| 安全・安心 | <p>【流域保全】 久慈川～八溝川下流域の災害防止や荒廃した溪流等について、5箇所(箇)の溪間工、3箇所(箇)の山腹工を計画。 当計画全域の保安林内で、1,200haの森林整備を計画。</p> <p>【水土保全機能の維持】 水土保全林の育成林約13,000haのうち約3,400haで森林整備(間伐)を計画。</p> |
| 共 生 | <p>【生活環境保全】 山本不動沢周辺の約40haにおいて松くい虫被害対策を計画。</p> <p>【ふれあい】 学校等と連携した森林環境教育を推進。</p> |
| 循 環 | <p>【木材の供給】 分収林の主伐、積極的な間伐による木材の供給を計画。</p> <p>【森林資源の適切な整備】 効果的、効率的な森林整備を行うため36km(うち作業道1km)の路網の整備を計画。</p> |
| 地球温暖化 防 止 | <p>育成林約15,000haのうち約3,400haの間伐を計画。 天然生林*約6,400haのうち45%にあたる約2,900haを保安林として保全。</p> |

*【国有林モニター】

国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定。

*【ホームページアドレス】

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

*【本項に係る天然生林】

左記の天然生林は、P2で説明した天然生林に加え、岩石地や草生地など、林地として集計しない区分の土地を含めたものとしています。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源のかん養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全や水源のかん養を重視する「水土保持林」、豊かな生態系の維持・保存や保健・文化・教育的な利用を重視する「森林と人との共生林」及び木材の安定的、効率的な供給を重視する「資源の循環利用林」の3つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。

なお、希少野生生物の生息、生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業等を行う場合の留意点又は施策を取り止めること等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

ア 水土保持林における管理経営に関する事項

水土保持林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害*による環境の悪化の防備又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

水土保持林については、次のとおり国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では水土保持林 18,469ha（国土保全タイプ 2,165ha、水源かん養タイプ 16,304ha）としていたが、本計画では下表のとおりとしている。これは、資源の循環利用林に区分していた分収林の契約期間が満了した箇所について、森林の有する機能を再評価した結果、水土保持林（水源かん養タイプ）に見直したものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 国土保全タイプ

国土保全タイプについては、保全対象や当該森林の現況等

*【気象害】

風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林若しくは、樹高が高く遮蔽能力が高い森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 水源かん養タイプ

水源かん養タイプについては、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層^{*}で構成される森林等に誘導、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらを維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

^{*}【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

水土保持林の面積 (単位：ha)

| 区分 | 国土保全タイプ | 水源かん養タイプ | 計 |
|----|---------|----------|--------|
| 面積 | 2,169 | 16,542 | 18,711 |

イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれ重視すべき機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

森林と人との共生林については、次のとおり自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では森林と人との共生林 511ha（自然維持タイプ 44ha、森林空間利用タイプ 467ha）としており、本計画についても下表のとおり変更はない。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 自然維持タイプ

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。なお、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないよう適切な維持・管理及び利用を促進する。

② 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

森林と人との共生林の面積 (単位：ha)

| 区 分 | 自然維持タイプ | | 森林空間利用タイプ | | 計 |
|-----|---------|---------------|-----------|-----|-----|
| | うち、保護林 | うち、レクリエーションの森 | | | |
| 面 積 | 44 | 44 | 467 | 258 | 511 |

ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項

資源の循環利用林については、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持し、公益的機能の発揮に留意しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、多様化する木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

また、前計画では資源の循環利用林 2,654ha としていたが、本計画では下表のとおりとしている。これは、資源の循環利用林に区分していた分収林の契約期間が満了した箇所について、森林の有する機能を再評価した結果、水土保持林（水源かん養タイプ）に見直したものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

資源の循環利用林の面積 (単位：ha)

| 区 分 | 林業生産活動の対象 | その他産業活動の対象 | 計 |
|-----|-----------|------------|-------|
| 面 積 | 2,242 | 168 | 2,410 |

注) 1 「その他産業活動の対象」は、貸付地である。

- ② 本地区は、古くから林業が盛んな地区で、スギ、ヒノキが面的に広がりを持って造成されているが、下流地域の水源としても重要であることから、主として水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ③ 本地区の下流域は、急傾斜地が多く土砂流出防備保安林に指定されており、森林の適切な管理と併せて治山事業による山地災害防止措置等を行っている。このため、主として水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ④ 八溝山山頂には、天然生のアカシデ、ケヤキが生育しており、周辺一帯を林木遺伝資源保存林に設定していることから、貴重な遺伝資源の保存を図るため、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の保全及び保護を重視した管理経営を行うこととする。

イ 東部地区（64～129、256、258、266～273林班）

本地区は、当計画区東部に位置し、南東は茨城県と接しており、阿武隈山地を源とする鮫川が北流し、いわき市勿来^{なこそ}を経て太平洋に注いでいる。

- ① 国有林は下流地域の水源であるとともに、下流域にある水力発電所の水源地としても重要であることから、そのほとんどを水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、適切な間伐を実施するとともに、育成複層林施業及び長伐期施業等の導入を図り、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ② 茨城県に接する一部には、若者を対象として、キャンプ体験による健康な心身の養成、自然の恩恵、人間関係等の醸成を目的として「埴町自然体験の森」が設定され、自然とのふれあいの場として利用されていることから、その周辺を、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、保健文化機能を重視した管理経営を行うこととする。

3 流域管理システムの推進に必要な事項

当流域は、福島県南部に位置し、従来から木材生産、林産業が盛んな地域であり、民有林、国有林ともに木材供給に重要な役割を果たしてきたところである。

国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林関係者が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、林業事業体の育成、下流域との連携等について取り組んでいくことが必要である。

また、これまで国有林では、木材の安定供給、低コスト施業、林地残材搬出作業システム、体験林業、森林教室の開催等に取り組んできたところであるが、今後さらに、流域管理システムの推進に向けて、引き続き国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの実施等により先導的・積極的に取り組むこととする。

(1) 流域ニーズの的確な把握

県、町村、奥久慈流域林業活性化センター、林業関係機関等との連携を深め、流域における課題や要請を的確に把握するとともに、地域材の安定供給、間伐材の需要拡大、森林施業の効率化・低コスト化等を推進しつつ、国有林野事業の情報を積極的に発信し、流域の特色ある事業運営の推進に取り組むこととする。

(2) 国有林野の情報、技術及びフィールドの提供等

「針広混交複層林施業展示林」等の展示により、国有林野における管理経営や技術について現地を通じて国民にわかりやすく提示するとともに、ホームページに掲載し情報提供する。

また、体験活動等を希望する一般市民、各種団体等には、フィールドを提供し体験林業、ボランティア活動等を通じて、技術援助や森林・林業に関する情報提供等国有林のPRに努めることとする。

(3) 民有林・国有林一体となった取組

間伐の促進及び効率的な森林整備を図るため、民有林・国有林関係者が連携して低コスト造林や未利用林地残材の利用拡大に努めることとする。

特に、間伐の推進については、森林の二酸化炭素吸収源対策の観点からも急務となっているため、引き続き治山工事、林道工事への間伐材利用を積極的に進めるとともに、地方自治体及び地域住民等へ間伐材利用のPRに努めることとする。

(4) 下流域との連携

「遊々の森」等において、地域の教育機関と連携し小学生等に森林教室、体験活動の開催などを行うほか、県境を越えた上・下流域の住民による林業体験や、森林とのふれあいの場の提供を通して、森林の働き、林業の役割等を広く国民にわかりやすく提供することとする。

また、奥久慈流域林業活性化センター等の民有林関係機関と連携を図り、森林環境教育の推進、森林の有する多面的機能のPRに努めることとする。

4 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、林道の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量^{*} (単位：m³)

| 区分 | 主伐 | 間伐 | 計 |
|----|---------|--------------------|---------------------|
| 計 | 142,890 | 286,132 (3,399) | 450,822 《21,800》 |

- 注) 1 ()は、間伐面積(ha)
2 計欄の《 》は、臨時伐採量^{*}で内書き
3 計は、主伐、間伐及び臨時伐採量の合計

(2) 更新総量 (単位：ha)

| 区分 | 人工造林 | 天然更新 | 計 |
|----|------|------|-----|
| 計 | 631 | 165 | 796 |

(3) 保育総量 (単位：ha)

| 区分 | 下刈 | つる切 | 除伐 |
|----|-------|-----|-----|
| 計 | 2,738 | 283 | 524 |

(4) 林道^{*}の開設及び改良の総量

| 区分 | 開設 | | 改良 | |
|----|-----|---------|-----|---------|
| | 路線数 | 延長量 (m) | 路線数 | 延長量 (m) |
| 計 | 21 | 26,060 | 35 | 9,600 |

- 注) 1 開設、改良には作業道^{*}を含む

^{*}【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

^{*}【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

^{*}【林道】

木材を主とする林産物の搬出、林業経営に必要な資材の運搬、森林の保護管理、巡視等に使用する森林内を通る道路です。

^{*}【作業道】

林道を補完し、間伐を始めとする森林施業に使用する道路です。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、冬季から春季にかけて林内が乾燥する時期に、山菜取りやハイカー等の入山者が多くなり、山火事発生危険が増大する。また、近年、廃棄物の不法投棄が行われているため、これらの早期発見や未然防止が必要である。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく、国有林野保護監視員、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林保全巡視を強化し、山火事の防止、廃棄物等の不法投棄の防止、貴重な動植物の保護等、森林の保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、中山間部から奥地山岳地帯にかけて位置している。また、複雑で急峻な地形のため、境界標識が亡失するおそれの高い地域であることから、今後とも境界の保全管理を適切に実施することとする。

(3) 入林マナーの普及・啓発

当計画区は、山岳や峡谷、豊かな森林等優れた自然景観に恵まれており、近年の登山、トレッキングブームや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者は増加傾向にある。それに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が問題となっている。このため、国有林野保護監視員や地元自治体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項

松くい虫被害は、小康状態にあるものの夏期の高温小雨といった気象条件等により被害が増加することがある。このため、松くい虫被害対策については、民有林関係者と連携を図りつつ薬剤散布等の防除措置を講ずるとともに、被害木は伐倒駆除により処理することとする。

特に、山本不動沢のマツ林は、土砂流出防備保安林^{*}や保健保安林^{*}に指定されているほか、レクリエーションの森にも設定していることから、近隣の住宅地や自然環境への影響にも配慮しながら、重点的に被害防止に努めることとする。

^{*}【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源のかん養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

^{*}【土砂流出防備保安林】

樹木の根と地面を覆う落ち葉や下草が、雨などによる表土の浸食、土砂の流出、崩壊による土石流等を防ぎます。

^{*}【保健保安林】

森林による気象条件の緩和、塵埃、煤煙等の濾過作用等及び市民のレクリエーションなど保健、休養の場として、生理的、心理的効果により公衆の保健、衛生に役立ちます。

3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

保護林は、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では、1箇所、44haのケヤキ・アカシデの天然林を林木遺伝資源保存林に設定している。

保護林については、評価基準を設けて統一した調査項目を設定し、モニタリング調査を実施しているところである。今後は、調査結果の蓄積及び分析を行い、必ずしも自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取扱いについては、前述の森林と人との共生林の自然維持タイプによるほか、次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為はこれにかかわらず行うことができるものとする。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、標識の設置、歩道の整備等に努め、立入を可能とする区域においては学習の場等として国民が利用できるよう努める。

| 種 類 | 箇 所 数 | 面 積 (ha) |
|-----------|-------|----------|
| 林木遺伝資源保存林 | 1 | 44 |
| 計 | 1 | 44 |

ア 林木遺伝資源保存林

主として林木の遺伝資源を森林生態系内に広範に保存する。

- ① 原則として伐採は行わない。ただし、保存対象樹種の恒久的な存続を図るために必要な場合に限り、枯損木又は被害木の除去を中心とした弱度の択伐を行うことができるものとする。

- ② 更新は、原則として天然更新によるものとし、保存対象樹種の特性を勘案し、必要最小限の更新補助作業を行う。なお、植え込み等を行う場合は、保存対象樹種と同一の遺伝形質を有するものを使用する。

4 その他必要な事項

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO 等とも連携を図りながら行うこととする。

また、水辺の整備について、水質保全の向上や野生生物の生息・生育環境の整備を図る観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等の水辺に保護樹帯等を効果的に配置していくこととする。

III 林産物の供給に関する事項

1 流域内から産出される林産物の需要に関する事項

当計画区は、古くから木材生産・林産業が盛んな地域であり、戦後造成されたスギ人工林を中心に木材として利用可能な段階となっている森林が増加している。これらについては、従来からの活用方法である一般製材としてだけではなく、集成材の材料となるラミナや合板の材料となる単板としての需要も増加しているところであり、流通圏としては東白川郡内の工場のほか、福島県内を中心に広く流通している。また、これまで林地に放置されていた端材等の林地残材^{*}についても、木質バイオマス^{*}燃料等として利用する取組が進められている。

2 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の森林は、標高 1,000m 付近にはブナ、ミズナラ等を主体とする天然生林が分布しているが、7 割は人工林となっており、このうち 5～8 齢級の間伐適期林分が 4 割、9 齢級以上の高齢級林分が 5 割を占めている。

当面は、人工林の間伐適期林分や長伐期化に向けた高齢級林分の間伐や、分収林^{*}契約に基づく森林の主伐が主体となるが、これらを計画的に進め効率的に搬出することとする。

特に、鮫川地域では、施業が必要な人工林を集約して「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律^{*}」に基づく民間競争入札を実施し、間伐と路網整備を複数年契約で一括して行うことにより、効率的な森林整備および間伐材の有効利用の促進を図ることとする。

また、国有林材の安定供給システム販売は、一定の要件を満たす工場及び素材生産業者等と国有林材の販売に関する相互協定を締結し、その協定に基づき計画的、安定的に供給することにより地域における中核的な素材生産・素材流通・製材の担い手を育成し、国有林材の需要、販路の拡大を図ることを目的としている。当計画区では、川上から川下まで低コストで大ロットの木材供給体制の構築を目指して、大規模な製材メーカーや森林組合、素材生産業者等が連携し、素材生産から製材、加工、販売まで一貫して行っており、国有林においても協定に基づき木材の計画的な供給に努めることとする。

^{*}【林地残材】

伐採した樹木を丸太にする際に出る、枝葉や梢端部、搬出されない間伐材等、林地に放置されている木材等のことです。

^{*}【木質バイオマス】

バイオマスとは、生物資源 (bio) 量 (mass) を表す言葉で、再生可能な有機性資源 (化石燃料を除く) のことで、木材からなるものを、特に、木質バイオマスと呼びます。

^{*}【分収林】

P24 で具体的に説明。

^{*}【競争の導入による公共サービスの改革に関する法律】

国や地方公共団体が提供する公共サービスにおいて、民間事業者の創意工夫の活用が期待される業務について、官民または民間の競争入札を導入し、公共サービスの質の維持・向上と経費削減を目指しています。

3 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山、林道工事において間伐材の利用を積極的に推進する。

また、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等の木材需給について情報交換を進めることを通じ、河川、砂防工事、その他の公共事業等多様な分野での間伐材の利用促進を図ることとする。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区は、東北新幹線、東北自動車道の整備により首都圏からも訪れやすく、豊かな自然環境にも恵まれているため、ハイキングや自然観察などの森林レクリエーション、保健休養の場として多くの人々に利用されている。

「奥久慈風景林」、「八溝風景林」は、都市近郊にあり市民が気軽に森林や自然とふれあえる拠点として親しまれている。また、埴町稲沢川にある「男滝・女滝」は、国、県、埴町、地元住民等が一体となって自然観光資源の積極的なPRを進めており、地域の活性化に寄与している。

これら自然資源を活用した観光産業が、地域の産業・経済において重要な役割を果たしていることから、自然環境の調和に配慮しつつも、優れた景観を有する森林資源を活用し、自然とのふれあい、教育文化、保健休養など、国有林野の多様な利用に応じることとする。

今後も、地方公共団体等と連携し、安全性の高い施設整備、森林景観整備等に努め、看板類の整備等、各種情報手段の活用を通じて情報提供に努めることとする。

また、農林業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上に資するため、道路、水道施設、電気事業施設等公共、公益事業に対して適切に応えることとする。

なお、国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全など公益的機能との調和を図ることとする。

2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物、水路等一売払い等
- (2) きのこ、山菜等の産物採取一共用林野*契約等
- (3) 国民参加の森（法人の森）、森林環境教育の森（学校林）等一収造林契約等
- (4) ダム、公園、道路、電気事業施設等公共用、地域産業の振興一貸付、売払等
- (5) レクリエーション利用一使用許可等

*【共用林野】

国との契約によって地元住民が共同して国有林野を利用すること。利用の形態によって、普通共用林野、薪炭共用林野、放牧共用林野があります。

3 その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売却情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と、需要の掘り起こしに努めることとする。

V 国民参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

森林をフィールドとした体験活動に参加したいとの要望に積極的に応えるため、当計画区には3箇所の「遊々の森^{*}」を設定する。鮫川村の「さえずりの森」、埴町の「矢塚希望の森」、「いずみの森」など地域性豊かな親しみのある名称を付け、地元小学生等をはじめとし生き生きとした活動を体験できる場として提供する。

これら自主的な森林整備活動等へのフィールドの提供や必要な技術援助、情報の提供などを通じ、国有林野を身近なものとして受け入れられるよう努めることとする。

| 協定の種類 | 名 称 | 面 積 (ha) | 位置(林小班) |
|-------|--------|-------------|-----------|
| 遊々の森 | いずみの森 | 0.42 | 5 2 に、 |
| 〃 | 矢塚希望の森 | 1.55 | 9 4 ろ |
| 〃 | さえずりの森 | 8.12 | 1 1 9 ち、り |

2 分収林に関する事項

分収林制度^{*}を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努める。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、森林管理署主催による児童、生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努めることとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

^{*}【遊々の森】

学校等において森林環境教育の推進のため、国有林野で継続的に体験活動ができる場を提供する制度です。

^{*}【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

森林管理署に設定されている各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林内での活用を図るとともに、各種試験地等の展示などを通じて地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

具体的には、林業技術の普及の一環として、国有林野内で推進している簡易で壊れにくい作業路の作設方法について、先進的な取組を進めている地域から講師を招き、地元林業関係者等と合同で現地講習会を開催するなど、積極的な普及活動に取り組んできたところであり、今後も地域の要望に応じていくこととする。

また、八溝山に通じる県道沿いには景観に配慮した展示林として、スギ人工林の複層伐を行い、下木には高木性の広葉樹を植栽し、天然更新が期待できる箇所については天然の広葉樹を保残することで、針葉樹の深い緑と広葉樹の新緑～紅葉とが調和した針広混交複層林をモデルとして展示しており、今後とも広くその普及に努めることとする。

これら林業技術の指導・普及と併せて、森林管理署等において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、そのために必要な国土の保全を図ることはもとより、国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、自治体等からの相談受付体制の充実、自治体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。